



# 大津市公報

令 和 4 年 3 月 31 日  
号 外 (第 16 号)

発行所 大 津 市 役 所  
発行人 大 津 市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次	
○ 条 例	
25 大津市市税条例等の一部を改正する条例	1

## 条 例

大津市市税条例等の一部を改正する条例を公布する。  
令和4年3月31日

大津市長 佐 藤 健 司

### 大津市条例第25号

大津市市税条例等の一部を改正する条例  
(大津市市税条例の一部改正)

**第1条** 大津市市税条例(昭和34年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第22条の3中「者」の次に「(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を受ける者を含む。)」を加える。

第38条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第40条の4第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第38条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第40条の4第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第39条の7第1項第1号オ中「(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)」を削る。

第39条の9第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分」に改める。

第40条の3第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないもの」に改める。

第40条の4の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が10,000,000円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が1,330,000円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

第40条の4の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あって、」の次に「特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第56条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。))をいう。第2号において同じ。)又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であって退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第53条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第76条の2本文中「固定資産課税台帳」の次に「(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を、「者」の次に「(法第382条の4に規定する当該固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものを閲覧する者を含む。)」を加え、同条ただし書中「固定資産課税台帳を」を削る。

第76条の3中「証明書」の次に「(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を、「者」の次に「(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を受ける者を含む。)」を加える。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第10条第2項中「第15条の9まで、第15条の11第1項」を「第15条の11まで」に改める。

附則第10条の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条第3項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第14項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第15項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第10条の3第8項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第10項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第12条第1項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5)」を加える。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第17条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第18条の4第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第40条の4第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第18条の5第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第40条の4第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第18条の5第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「する条約適用配当等申告書」を「する確定申告書」に改め、「(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)」を削る。

附則第19条第1項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5)」を加える。

附則第21条第1項中「第15項から第17項まで、第19項、第21項、第26項、第33項から第35項まで、第37項、第39項若しくは第43項」を「第14項から第16項まで、第18項、第20項、第25項、第32項から第34項まで、第36項若しくは第40項」に改める。

附則第21条の2の見出し中「附則第15条第34項及び第35項」を「附則第15条第33項及び第34項」に改め、同条第1項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第2項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第26条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附則第27条を削る。

(大津市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

**第2条** 大津市市税条例等の一部を改正する条例(令和3年条例第38号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち大津市市税条例第40条の4の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第2条第4項中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第29条第2項及び第40条の4の3第1項並びに附則第5条の4第1項の規定」に改める。

### 附 則

(施行期日)

**第1条** この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中大津市市税条例第40条の4の2の見出し及び同条第1項並びに第40条の4の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第7条の3の2第1項、第17条の2第3項及び第26条の改正規定並びに同条例附則第27条を削る改正規定並びに第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日
- (2) 第1条中大津市市税条例第38条第4項及び第6項、第39条の9第1項及び第2項並びに第40条の3第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第18条の4第4項並びに第18条の5第4項及び第6項の改正規定並びに第2条(大津市市税条例等の一部を改正する条例附則第2条第4項の改正規定に限る。)並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第1条中大津市市税条例第22条の3の改正規定、同条例第76条の2本文の改正規定(「固定資産課税台帳」の次に「(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える部分を除く。)及び同条例第76条の3の改正規定(「証明書」の次に「(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える部分を除く。)並びに次条並びに附則第4条第3項及び第4項の規定 民法等の一部を改正する法律(令和3年法律第24号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

(証明書に関する経過措置)

**第2条** 前条第3号に掲げる規定による改正後の大津市市税条例第22条の3(地方税法(昭和25年法律第226号)第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる証明書の交付について適用する。

(市民税に関する経過措置)

**第3条** 第1条の規定による改正後の大津市市税条例(以下この項、次項、次条第1項及び附則第5条において「新条例」という。)第40条の4の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び次項において「1号施行日」という。)以後に支払を受けるべき新条例第40条の4の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の大津市市税条例(次項において「旧条例」という。)第40条の4の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第40条の4の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第40条の4の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第40条の4の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の大津市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

**第4条** 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の大津市市税条例第76条の2(地方税法第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる固定資産課税台帳(同法第382条の2第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧について適用する。

4 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の大津市市税条例第76条の3(地方税法第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる証明書(同法第382条の3ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付について適用する。

(都市計画税に関する経過措置)

**第5条** 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。